

海上自衛隊訓令第10号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、衛生隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和45年3月2日

防衛庁長官 中曾根 康 弘

衛生隊の編制に関する訓令

（任務）

第1条 衛生隊は、医療、保健衛生その他の衛生に関する業務を行うことを任務とする。

（司令）

第2条 衛生隊の長は、衛生隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐又は2等海佐をもつて充てる。

3 司令は、地方総監の指揮監督を受け、衛生隊の隊務を統括する。

4 衛生隊に、副長1人を置くことができる。

5 副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（編制）

第3条 横須賀衛生隊に、次の4科を置く。

総務科

第1衛生科

第2衛生科

第3衛生科

2 佐世保衛生隊、舞鶴衛生隊及び大湊衛生隊に、次の4科及び診療部を置く。

総務科

医事科

薬剤科

看護科

3 呉衛生隊に、次の2科を置く。

総務科

衛生科

（総務科）

第4条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管及び文書に関する事。
- (2) 人事及び福利厚生に関する事。
- (3) 秘密の保全に関する事。
- (4) 記録及び統計に関する事。
- (5) 会計及び物品の取り扱いに関する事。
- (6) 衛生隊の施設の維持管理に関する事。
- (7) 部外委託診療に関する事。
- (8) 衛生器材の整備に関する事。
- (9) 隊内の事務の連絡調整に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、衛生隊の所掌事務で他の科の所掌に属しないものに関する事。

2 佐世保衛生隊、舞鶴衛生隊及び大湊衛生隊の総務科においては、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号まで、第6号、第7号、第9号及び第10号に掲げる事務並びに次の事務をつかさどる。

- (1) 記録及び統計に関する事（医事科の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 会計及び物品の取扱いに関する事（薬剤科の所掌に属するものを除く。）。

（第1衛生科、第2衛生科、第3衛生科及び衛生科）

第5条 第1衛生科、第2衛生科、第3衛生科及び衛生科においては、それぞれ次の事務をつかさどる。

- (1) 診療の実施に関する事。
- (2) 身体検査及び健康診断に関する事。
- (3) 防疫に関する事。
- (4) 予防衛生、環境衛生及び食品衛生に関する事。
- (5) 適性検査に関する事。
- (6) 救護に関する事。
- (7) 衛生器材の研究改善に関する事。

（医事科）

第6条 医事科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 患者の入院及び退院の手續並びに外来患者の受付に関する事。
- (2) 診療録の整備及び保管に関する事。
- (3) 医療に関する統計及び報告に関する事。
- (4) 診断書及び医療に関する証明書の交付に関する事。
- (5) 診療報酬の評価に関する事。
- (6) 死体及び霊安室の業務に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、患者に関する事務に関する事。

(薬剤科)

第7条 薬剤科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 調剤及び製剤に関すること。
- (2) 衛生資材の調達計画、出納、保管及び整備に関すること（看護科の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 受領し、又は調達した衛生資材の検査に関すること。

(看護科)

第8条 看護科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 看護に関すること。
- (2) 病棟及び外来診療棟の運営に関すること。
- (3) 衛生器材の整備に関すること。

(診療部の分科)

第9条 診療部に次の3科を置く。

診療科

歯科診療科

衛生科

(診療科)

第10条 診療科においては、診療に関する業務（歯科診療科の所掌に属するものを除く。）を行うほか、次の事務をつかさどる。

- (1) 臨床検査に関すること。
- (2) 医療その他の衛生に関する調査研究に関すること。
- (3) 研究に必要な図書及び資材に関すること。
- (4) 放射線に関すること。
- (5) 臨床工学に関すること。
- (6) 理学療法に関すること。
- (7) 高気圧酸素療法に関すること。

(歯科診療科)

第11条 歯科診療科においては、歯科診療に関する業務を行う。

(衛生科)

第12条 衛生科においては、第5条第2号から第7号までに掲げる事務をつかさどる。

(科長及び部長)

第13条 科に科長を、部に部長を置く。

2 科長又は部長は、司令（診療部の科長にあつては、診療部長）の命を受け、科務又は部務を掌理する。

(委任規定)

第14条 この訓令に定めるもののほか、衛生隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則 (抄)

1 この訓令は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則 (昭和52年12月26日海上自衛隊訓令第22号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第5条)

この訓令は、昭和52年12月27日から施行する。

附 則 (昭和54年4月4日海上自衛隊訓令第11号通信隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第6条)

この訓令は、昭和54年4月4日から施行する。

附 則 (昭和56年7月10日海上自衛隊訓令第41号)

この訓令は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則 (平成17年2月25日防衛庁訓令第11号自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院の組織等に関する訓令の一部を改正する訓令附則第3項) (抄)

1 この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日海上自衛隊訓令第3号)

この訓令は、平成29年3月21日から施行する。

附 則 (令和4年3月15日防衛省訓令第10号俸給支給機関の指定等に関する訓令等の一部を改正する訓令第46条) (抄)

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。

